

島田市コミュニティバス停留所の標識柱利用広告物掲示取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティバス停留所の標識柱(以下「標柱」という。)に掲示する広告物の取扱いについて、島田市行政財産の使用料条例(平成11年島田市条例第27号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲示基準)

第2条 標柱に掲示できる広告物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 標柱の機能を損なうおそれのないものであること。
- (2) 景観との調和を損なうものでないこと。
- (3) 広告の内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種にかかわるものでないこと。
- (4) 広告の内容が政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝にかかわるものでないこと。
- (5) 広告の内容が公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。

(掲示の申請等)

第3条 標柱に広告物を掲示しようとする者(以下「申請者」という。)は、広告物を掲示しようとする日の1月前から前10日に当たる日までに、コミュニティバス停標柱利用広告物掲示許可申請書(第1号様式)に着色した広告物のデザイン画を添えて市長に提出しなければならない。

2 次条第1項の広告物の掲示の許可を受けて標柱に広告物を掲示していた者が、同じ標柱に広告物を継続して掲示しようとする場合であって、広告物のデザインを変更しないときは、広告物のデザイン画を省略することができる。

(掲示の許可等)

第4条 前条の申請書が提出されたときは、市長は、その内容を審査し、標柱名が重複したときは抽選により、広告物の掲示の可否を決定し、コミュニティバス停標柱利用広告物掲示許可(不許可)通知書(第2号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、広告物の掲示を許可するときは、必要な条件を付することができる。

3 広告物を掲示できる期間は、許可を受けた日から3年以内とする。

(掲示料金等)

第5条 条例第2条第1項第3号の規定により算出した使用料金(以下「掲示料金」という。)は、標柱1本当たり年額7,300円とする。

2 前条第1項の広告物の掲示の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、納入通知書により許可を受けた日から1月以内に掲示料金を納めなければならない。ただし、掲示期間が引き続き次年度以降にわたる場合は、次年度以降の掲示料金は、毎年度当該年度分を4月30日までに納めなければならない。

(広告物のデザイン変更)

第6条 広告主は、広告物の掲示の許可を受けた期間内において広告物のデザインを

変更しようとするときは、変更した広告物を標柱に掲示しようとする日の前10日までに、コミュニティバス停標柱利用広告物掲示変更許可申請書（第1号様式）に着色した広告物のデザイン画を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の申請書が提出されたときは、市長は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、コミュニティバス停標柱利用広告物掲示変更許可（不許可）通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

（変更届等）

第7条 広告主は、その氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）、住所（法人その他の団体にあつては事務所の所在地）又は掲示責任者を変更したときは、遅滞なく氏名等変更届出書（第3号様式）に変更が確認できる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 広告主は、標柱の広告物の掲示を廃止しようとするときは、掲示を廃止しようとする日の1月前までに、コミュニティバス停標柱利用広告物掲示廃止届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第8条 広告物の制作、取付け及び撤去については、広告主の責任において行い、広告主が、その費用をすべて負担するものとする。

（広告物の維持管理）

第9条 広告主は、広告物の維持管理を行うものとする。

- 2 広告主は、広告物が亀裂及び破損等したときは、復旧又は撤去するものとする。

（許可の取消）

第10条 市長は、広告物の掲示に支障があると認めるとき又は掲示料金の納入がなかったときは、広告物の掲示の許可を取り消すことができる。

（原状回復の義務）

第11条 広告主は、広告物の掲示の許可の期間が満了したとき又は前条の規定により広告物の掲示の許可を取り消されたときは、直ちに標柱を原状に回復しなければならない。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。